



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- *10 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1
- *11 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 1

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第10号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2の2（第10条関係）		別表第2の2（第10条関係）	
職	支給区分	職	支給区分
警察本部	略	略	
	(3) 理事官、課長、所長及び隊長（交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に置くものに限る。）	略	略
	(4) 略	略	略
	(5) 室長、隊長（機動捜査隊に置くものに限る。）、センター長（田辺運転免許センター及び新宮運転免許センターに置くものを除く。）及び場長	略	略
(6) 次席及び副隊長（交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に置くものに限る。）	略	略	略
略	略	略	略

附 則

この規則は、令和5年10月2日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

工業技術センター		所 長		
----------	--	-----	--	--

を

工業技術センター				所 長
----------	--	--	--	-----

に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。